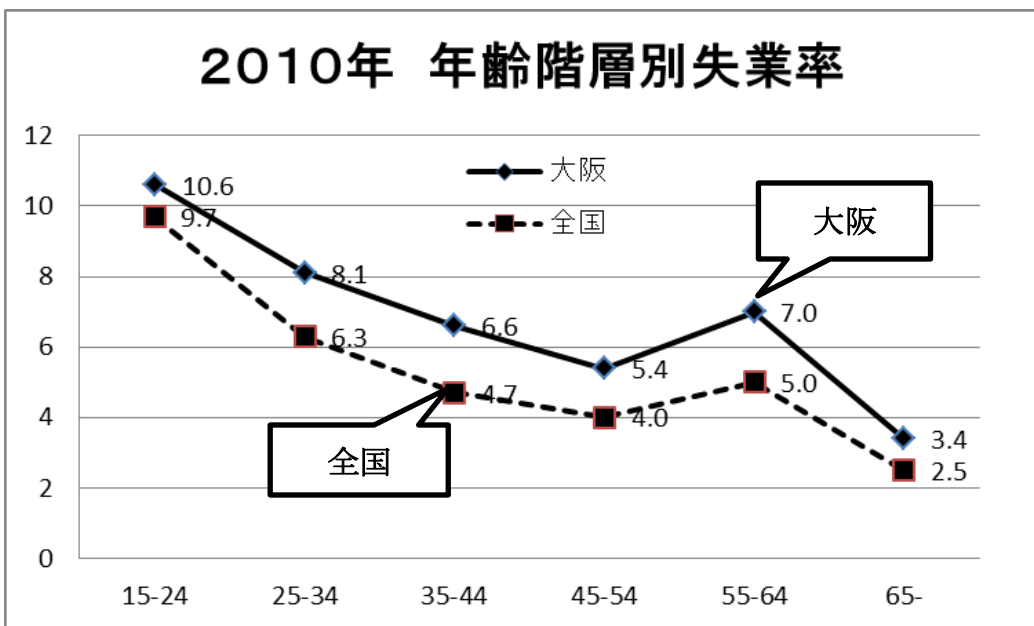
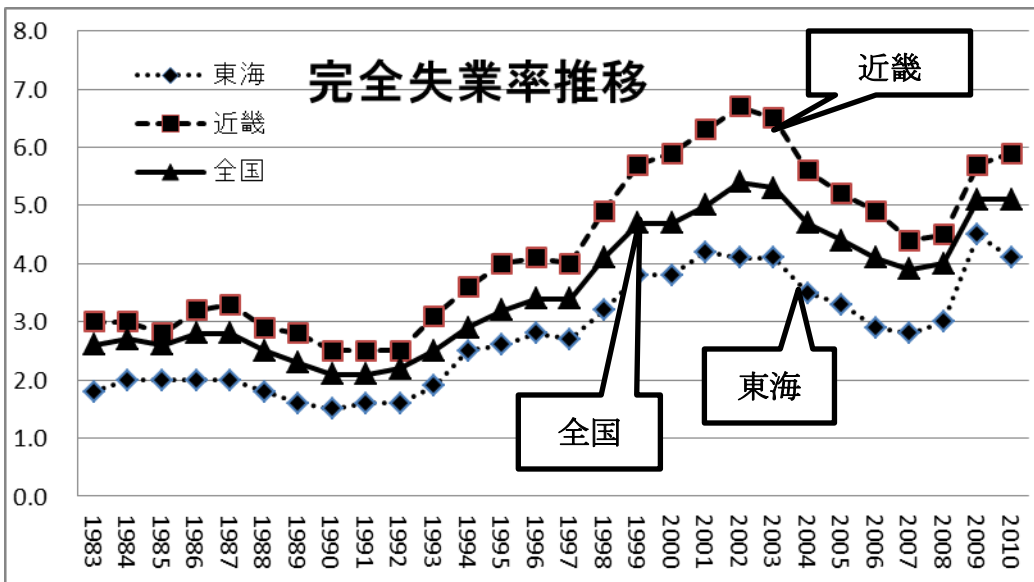


## 「助言」と「指導」の違いが問題ではなく

### 「一律対応」の横行が話をこじらせる元だと・・・



「働く意志」をうまく表せない人は、切り捨て御免か！

夜間学校で作成し、配布している「自助努力援助のための手引き書・生活保護は怖くない！」の14頁に、「65歳以上の人には関係がないのですが、それ以下の年齢の人は、稼働年齢層とって、働いて収入を得る努力が求められます。」

勿論、現在、失業率が高く、求人一人当たりには殺到する人の数も多くなっている状況にあるので、実際のところ、家(安定した住居)のない状態

で就職することが非常に困難であることは、役所でもよく分かっているのですが、一応、どんな努力をしているかを確認することになっていきます。」と書いてあります。

そして、「求職活動状況申告書」の書式を紹介しています。

生活保護は、働いて収入を得ようとしても、それが何らかの事情で実現できないので、活用するものです。ですから、申請に当たり、元氣な人は、「仕事探しの努力はしました。でも、現状では無理です。」と伝えることは当然だと考えています。

ただ、求職活動の報告は、申請する人が自分からする行為であり、生活保護の制度活用の入り口で強制されるものであると考えている訳

ではありません。

生活保護申請する時には、精神的に余裕のない

人が多いと思われます。一時も早く、少なくとも生

活の糧だけは確定させておきたいと願っている人

に、職安通いを強制することがあつて良いはず

はありません。

「求職活動」に追い詰められて、生活保護を自

分から切つて夜間宿所に戻つてきた人もいます。

この原因は、ケースワーカーが、ケースワーク

として就労指導をとらえておらず、一律のケツ叩

きする能力しか持つていないことにあると、この

人の例では、考えられます。

受け付け面接担当職員の能力は高いのかも知

れませんが、所詮は一時間、二時間の面接です。

表のグラフでも分かるように、近畿の失業率は

高く、年齢によつても就職困難な状況にありま

す。その状況で、求職活動を強制されると、申

請の拒絶と受け取る人も多くなると考えられま

す。一律助言、指導はやめるべきです。  
釜では、今までと同じ、心配せずに、申請を！

## 求職報告実績を厳格審査へ 大阪市、生活保護申請で

全国最多の生活保護世帯を抱える大阪市が、保護申請をした65歳以下の「働ける年齢層」に対し、求職活動の実績を厳格に審査する異例のガイドラインをまとめたことがわかった。方針に従わない場合は申請却下を示唆する書面を手渡す内容で、支援団体から「就労可能な層を締め出そうとする新たな『水際作戦』だ」との批判が出ている。

市によると、ガイドラインは1月中旬に策定され、各区に通知された。65歳以下の健康で就労能力がある人が対象。申請を受けた区の担当職員は求職活動を記した報告書を提出するよう求め、「従わなければ申請却下を含めて検討する」との文言を盛り込んだ「助言指導書」を手渡す。

区は就職面接の回数などから働く意思の有無を判断するが、判断が難しい場合、原則14日以内と決められている。保護決定の期限を30日に延長。最終的に「就労の意思なし」と判断すれば、上司らとの協議を経て申請を却下する。

厚生労働省の基準で、保護が決まる前の「指導」は禁じられており、あくまで「助言」できるにすぎない。さらに、働く意思を判断する場合は、生活歴、職歴、地域の求人状況などを考慮するよう求め、現場では、就労可能な仕事があきらかにある場合にだけ却下する運用が一般的だ。

大阪市の保護世帯は昨年11月時点で約11万4千世帯。このうち働ける年齢層は約2万3千世帯だが、雇用状況が悪化した2008年度以降、2.7倍に急増した。西崎浩二・市生活保護担当課長は「自立支援は早い方が効果が高い。申請時に適切に助言して自立を促すのが狙いで、禁じられている『指導』には当たらない」と話す。(永田豊隆) 2011年2月25日(朝日新聞・ウェブ版。紙の朝日新聞大阪版にも掲載された)